

む」とまうす。衆の僧輩を厳りて損はれたる仏を安置き、哭きて寺に殯りたてまつる。彼の盗人刑罰せられずして捨てらる。路ゆく人繋ぎて官に送り、囹圄に閉囚ふ。定めて知る、聖其の悪を輟めむとして是の瑞を示す、至誠懼るべし、聖の靈無きにあらざることを。涅槃經十二卷の文に仏の説きたまふが如し「我が心に大乘を重ぶ。婆羅門の方等を誹謗るを聞きて其の命根を断つ。是の因縁を以ちて是れより以来地獄に墮ちず」と。また彼の經の三十三卷に云はく「一闍提の輩は、永く断滅つが故に、是の義を以ちての故に、蟻子を殺害すすらかなほ殺の罪を得れども一闍提を殺すは殺す罪有ること無し」とのたまふは、其れ斯れを謂ふなり此の人は仏と法と僧とを誹謗り、衆生の為に法を説かず、思義無きが故に、殺すとも罪無きなり。

二 弥勒菩薩の銅の像盗人に捕られて霊しき表を示し盗人を顕す縁 第二十三

聖武天皇の御世に、勅信夜を巡りて京の中を行る。其の半夜の時に、其の諾楽京の葛木尼寺の前の南の慕原にして哭き叫ぶ音有りて言はく「痛きかな。

痛きかな」といふ。勅信聞き、馳せ陳ねて見れば、盗人弥勒菩薩の銅の像を捕り、石を以ちて破く。打ち捉へて問へば、答へて白曰く「葛木尼寺の銅の像なり」とまうす。此の像を寺に置き、然うして彼の盗人を官に送り、囹圄に閉囚ふ。夫れ理法身の仏は、血肉の身にあらざ。何にぞ痛む所有らむ。ただ常住不変を示す所以なり。是れまた奇異しき事なり。

閻羅王の使の鬼召さるる人の賂を得て免す縁 第二

十四

檜磐嶋は、諾楽の左京の六条五坊の人なり。大安寺の西里に居住む。聖武天皇の世に、其の大安寺の修多羅分の錢三十貫を借りて、越前の都魯鹿津に往きて交易ひ、之れを以ちて運び超えむとして船に載せ、家に来らむとする時に、忽然に病を得たり。船を留めて単独家に來らむと思ひて、馬を借り乘りて來る。近江の高嶋郡の磯鹿辛前に至りて睡れば、三人追ひ來る。後るる程一町ばかりなり。山代の宇治崎に至る時に、近く追ひ附き、共に副ひ往く。磐嶋問ひてはく「何に往く人ぞ」といふ。答へて言曰はく「閻羅王の闕の檜磐嶋を召しに

一 葬列を摸してゐるのであらう。下文には「殯」とみえる。二 養老賊盜律では徒三年の刑。三 獄。為官所収、閉之囹圄(二大般涅槃經・壽命品)。四 仏。五 大般涅槃經・聖行品。取意。六 大般涅槃經・迦葉菩薩品。七 成仏しなひ者。わずかの善根も無い者。八 善を。九 子は接尾辞。一〇 一闍提。

第二十三縁 あやしき表(一)の説話。今昔物語集・十七ノ三十五に書承。
二 本書では声をあげる仏像は弥勒菩薩にかかわるものが多い。中巻二十六縁、下巻十七縁、二十八縁など。
三 中衛府、左右兵衛府、の役人か。中巻二十一縁。三ノ上巻三縁。
四 原文其諾楽京、葛木尼寺前南慕原。「其」は於の意か。
五 聖徳太子の創建、法隆寺伽藍縁起并流記資財帳。妙安寺ともいう(太子伝古今目錄抄所引七代記。創建された地を奈良県香芝市尼寺(二)の尼寺廢跡とする説がある。平城遷都とも同に平城京に移された。所在不明。奈良市南京町の小字カツラキあたりを擬する説がある(奈良県の地名)。二六 未詳。

七 大勢が連れだつてかけつける。
八 仏身の抽象的なありかた。法身(一)。どのような仏身説にもついでこの語が用いられているのは不明。
九 仏非(血肉身)金光明最勝王經(如来寿命品)。一〇 常住不変(大般涅槃經・如来性品)。

第二十四縁 三宝絵、法十四に引用。三宝絵より今昔物語集・二十ノ十九に書承。
三 未詳。本説話以外に所伝をみない。

三 大安寺は六条四坊に所在。六条五坊は大安寺の東にあたり、下文の「大安寺西里」に合致しない。三 奈良市大安寺町あたり。中巻二十八縁にも同地かみえる。
四 經論を転説、講説するための衆として修多羅衆が諸寺に置かれた。修多羅衆の費用として、大安寺では天平十九年(七四七)には錢一千六百六十八貫六十一文が計上されている(大安寺伽藍縁起并流記資財帳。この費用が出家(一)として貸し出され、寺が利を得ていた。
五 福井県敦賀(二)市。「敦賀」という地名表記は、「駿河・スガノ二平群(ヘグリ)などの例より推せばツルガという音を表記したものとも考えられるが、「角鹿」(書紀・垂仁天皇三年条他)と同じくツツガという音を表記したものである可能性がある。明確にツルガとされるのは家伝・武智麻呂伝(鶴鹿が初出例。本説話の例はそれに次ぐ)。
六 敦賀津より塩津(滋賀県伊香郡西浅井町)へは陸上輸送、塩津より大津(滋賀県大津市)へ琵琶湖を水上輸送、瀬田川、宇治川、巨椋池、木津川、と水へ輸送する。
七 一(来カヘル)名義抄。
八 滋賀県大津市。「高嶋郡」は「滋賀郡」の誤り。敦賀より海津(三)・滋賀県高島郡マキノ町を経由する琵琶湖西岸の道、すなわち古北陸道を進んでいる。元「町」は長さの単位。唐大尺の六尺を一步とし、六十歩を一町として計算すれば、一〇六(一)歩。
九 一ノ上巻十二縁。「橋」は「碕」に同じ。「碕」は石橋の意に用いられることがある。古北陸道を進んでいる。平安京までの所要日数が延喜式・主計上にみえる。「若狭国」行程、上三日、下二日(越前国)行程、上七日、下四日(海路六日)。